

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する事務手数料(長崎県)

認定手数料は、住宅部分(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段、その他の人の居住の用に供する建築物の部分)、非住宅部分及び評価手法の区分別で、以下のとおりです。

R3.4.1

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(法第34条から36条関係 容積率特例)

- ① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】
- ② 共同住宅等(※1)【評価手法が性能基準の場合】

延べ面積 (㎡)		計画の変更申請			
		・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付なし	・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付なし
戸建	200未満	4,000	30,000	2,000	15,000
	200以上	4,000	33,000	2,000	16,500
共同	300未満	8,000	61,000	4,000	30,500
	300以上 2000未満	17,000	102,000	8,500	51,000
	2000以上 5000未満	39,000	174,000	19,500	87,000
	5000以上	71,000	249,000	35,500	124,500

※1: 共同住宅等・・・共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※2: 判定機関等・・・住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定による登録を受けた「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。ただし、平成28年度中はエネルギーの使用合理化等に関する法律第76条第1項に規定する「登録建築物調査機関」も可。(以下同じ)

※3: 住宅品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可)に適合していること)(以下同じ)

- ③ 非住宅【評価手法が簡易な評価方法の場合】

延べ面積 (㎡)		計画の変更申請			
		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし
	300未満	8,000	77,000	4,000	38,500
	300以上 1000未満	14,000	98,000	7,000	49,000
	1000以上 2000未満	23,000	129,000	11,500	64,500
	2000以上 5000未満	71,000	209,000	35,500	104,500
	5000以上 10000未満	112,000	273,000	56,000	136,500
	10000以上 25000未満	142,000	329,000	71,000	164,500
	25000以上	178,000	386,000	89,000	193,000

- ④ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積 (㎡)		計画の変更申請			
		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし
	300未満	8,000	202,000	4,000	101,000
	300以上 1000未満	14,000	253,000	7,000	126,500
	1000以上 2000未満	23,000	326,000	11,500	163,000
	2000以上 5000未満	71,000	466,000	35,500	233,000
	5000以上 10000未満	112,000	574,000	56,000	287,000
	10000以上 25000未満	142,000	679,000	71,000	339,500
	25000以上	178,000	774,000	89,000	387,000

- ⑤ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①又は②と非住宅部分の手数料③又は④の合計とする。

- ⑥ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

## 2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法第41条関係 表示認定)

### ① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準・簡易な評価方法の場合】

### ② 共同住宅等【評価手法が性能基準・簡易な評価方法の場合】

延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200未満	4,000	30,000
	200以上	4,000	33,000
共同	300未満	8,000	61,000
	300以上 2000未満	17,000	102,000
	2000以上 5000未満	39,000	174,000
	5000以上	71,000	249,000

### ③ 一戸建て住宅【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

### ④ 共同住宅等【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200未満	4,000	15,000
	200以上	4,000	16,000
共同	300未満	8,000	29,000
	300以上 2000未満	17,000	50,000
	2000以上 5000未満	39,000	91,000
	5000以上	71,000	138,000

### ⑤ 住宅【評価手法が性能基準と仕様基準の併用の場合】

性能基準の手数料①②と仕様基準の手数料③④の合計とする。

### ⑥ 非住宅【評価手法が簡易な評価方法の場合】

延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
300未満		8,000	77,000
300以上	1000未満	14,000	98,000
1000以上	2000未満	23,000	129,000
2000以上	5000未満	71,000	209,000
5000以上	10000未満	112,000	273,000
10000以上	25000未満	142,000	329,000
25000以上		178,000	386,000

### ⑦ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
300未満		8,000	202,000
300以上	1000未満	14,000	253,000
1000以上	2000未満	23,000	326,000
2000以上	5000未満	71,000	466,000
5000以上	10000未満	112,000	574,000
10000以上	25000未満	142,000	679,000
25000以上		178,000	774,000

### ⑧ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①～⑤と非住宅部分の手数料⑥又は⑦の合計とする。

#### 別表

- (1) 建築物省エネ法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
- (2) 低炭素法第54条に基づく認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可)に適合していること)